

# 平成 28 年度 四万十町農業委員会 第 12 回大正・十和農地部会 議事録

1. 期 日 平成 29 年 3 月 27 日 (月)
2. 場 所 四万十町大正 きらら大正農林研修室
3. 時 間 開 会 13 時 00 分  
閉 会 13 時 54 分

## 4. 出席・欠席

議席番号	出欠	氏 名	議席番号	出欠	氏 名
1	○	竹内 純	11	○	宗海 弘
2	○	那須 富男	12	○	秋田 公幸
3	×	平野 建夫	13	○	芝 陽一
4	○	吉良 榮	14	○	中原 英昭
5	○	田村 久美子	15	○	山崎 力
6	×	武内 榮	16	○	佐々木 汀
7	○	佐々木 通	17	○	山脇 文男
8	○	宮谷 和夫	18	○	上戸 利夫
9	○	芝 俊樹	19	○	林 幸一
10	○	武内 亮			

## 5. その他の出席者

事務局 山本英明、友永龍二、横山祥与

## 6. 提出議案

- 日程第 1 指定第 23 号 会期の決定
- 日程第 2 指定第 24 号 議事録署名委員の指名
- 日程第 3 報告第 9 号 非農地証明願について
- 日程第 4 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
- 日程第 5 議案第 32 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 日程第 6 議案第 33 号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 その他

議 長 本日はお忙しい折、会議にご出席いただき誠にありがとうございます。この後窪川で総会がございますので、議案に沿いまして、順次進行したいと思います。本日もご審議、ご協力をお願いいたします。

それでは、只今より「平成 28 年度 四万十町農業委員会第 12 回大正・十和農地部会」を開会いたします。

ご起立をお願いします。

・・・礼・・・よろしく申し上げます。

ご着席下さい。

四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項、並びに同委員会部会会議規則第 4 条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

なお本日の会議に、3 番 平野建夫委員 6 番 武内榮委員 より本会議についての欠席の届けが出ております。

次に部会の会議成立についてですが、本日の出席者は 17 名となっております。したがって、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により、在任する委員の過半数が出席しておりますので、本日の大正・十和農地部会は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

続きまして、農業委員会憲章朗読を行います。

憲章は、添付資料の最後でございますのでご覧下さい。

本日の憲章朗読は、19 番 林幸一委員をお願いいたします。

ご起立をお願いします。

林 委員 ご唱和をお願いします。

・・・憲章朗読・・・

議 長 ご着席ください。

日程第 1、指定第 23 号「会期の決定」についてですが、平成 28 年度四万十町農業委員会第 12 回大正・十和農地部会の会期は、議長において本日 27 日、一日と定めますがご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、平成 28 年度四万十町農業委員会第 12 回大正・十和農地部会の会期は本日 27 日、一日と決定いたしました。

次に日程第2、指定第24号「議事録署名委員の指名」についてですが、四万十町農業委員会部会会議規則第3条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を2名指名いたします。

議長において、指名することにご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、4番 吉良榮委員、5番 田村久美子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

尚、会議書記は事務局職員をお願いいたします。

続いて、日程第3 報告第9号「非農地証明願について」事務局より報告願います。

事務局

報告第9号「非農地証明願について」

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により、非農地証明書を発行したので報告する。

報告第9号番号1番について議案書をもとに報告いたします。議案書は4ページ、添付資料は2、3ページをご覧ください。

番号1番、申請地・四万十町大井川字上防泰415番 登記地目・畑 面積・108㎡、1筆の申請です。現況及びその根拠ですが、以前は畑として利用していたが休耕となり、農業用倉庫を建てて30年以上経過しており今後耕作は難しく、非農地としての証明を願うものです。調査年月日は平成29年2月3日です。

番号2番です。添付資料は4、5ページをご覧ください。

番号2番 申請地・四万十町河内字提ノ内202番1 登記地目・畑 面積・51㎡、1筆の申請です。現況及びその根拠ですが、納屋及び資材置場として利用し、40年以上経過しており、今後農地としての利用は難しく、非農地としての証明を願うものです。調査年月日は平成29年3月9日です。

以上報告を終わります。

議長

報告第9号について事務局の報告が終わりました。これは事務処理報告ですが何かございますか。

特になければ、報告第9号番号「非農地証明願について」は終わります。

日程第4 議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。

議案第31号番号3番については議席番号12番の秋田委員が四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、先に番号1番、2番の審議、採決を行いその後、議席番号12番の秋田委員には退席をしていただき、番号3番の審議、採決としたいと思いますのでよろしくお願い致します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第31号 番号1番、2番について議案書をもとにご説明します。議案書は5、6ページになります。添付資料は6ページ～10ページをご覧ください。

番号1番の申請地は4筆になります。所在地・四万十町昭和字イドノ上1302番 地目及び現況・畑 面積・547㎡です。以下3筆あり、合計4筆で面積2,219㎡です。権利事由は贈与による所有権移転です。譲受理由、譲渡理由ともに親子間での贈与によるものです。譲受人の耕作面積は6,314㎡で下限面積は達成しております。

番号2番です。番号2番の申請地は10筆になります。所在地・四万十町古城字ヲトナシ551番 地目及び現況・畑 面積748㎡です。以下9筆あり、合計10筆で面積5,455.23㎡です。権利事由は贈与による所有権移転です。譲受理由は相手方の要望、譲渡理由は本人の希望で、姉弟間での贈与によるものです。譲受人の耕作面積は7,806.52㎡で下限面積は達成しております。

番号1番、2番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第31号 番号1番、2番について事務局の説明が終わりました。担当委員は補足説明があれば順次お願いします。

宮谷委員 番号1番です。聞き取りと現地確認をしてみました。従来どおり農地として水稻、野菜などを耕作するようです。よろしくお願いします。

吉良委員 番号2番です。譲受人はほぼ毎日田畑に出て、ゆずの剪定や収穫などを行っているそうです。よろしくお願いします。

議長 議案第31号について質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第31号番号1番、2番については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」番号1番、2番につきましては、原案のとおり可決されました。

続いて番号3番の審議、採決を行いますので議席番号12番秋田委員は退席をお願いします。

(秋田委員 退席)

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第31号、番号3番について議案書をもとにご説明します。議案書は6ページ、添付資料は11、12ページをご覧ください。

番号3番の申請地は、1筆になります。所在地・四万十町打井川字大田1234番 地目及び現況・畑 面積・422㎡です。権利事由は贈与による所有権移転で

す。譲受理由は相手方の希望です。譲渡理由は本人の希望です。譲受人の耕作面積は 11,084 m<sup>2</sup>で下限面積は達成しております。

番号 3 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 議案第 31 号番号 3 番について事務局の説明が終わりました。担当委員は、補足説明があればお願いします。

佐々木通委員 番号 3 番です。聞き取りと現地を確認してまいりました。両者は遠い親戚だそうです。譲受人との関わりやつき合いが長かったそうですが、高齢になり耕作が難しくなってきた為、この際にといい話になったそうです。以上です。よろしくお願いします。

議 長 議案第 31 号番号 3 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 31 号番号 3 番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について」番号 3 番につきましては、原案のとおり可決いたしました。

(秋田委員 着席)

日程第 5 議案第 32 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 32 号 番号 1 番について議案書をもとにご説明します。お手元の議案書の 7 ページの案件になります。添付資料は 12 ページと、別添でお配りしております土地利用計画図及び位置特定図をご覧ください。

番号 1 番の申請地は 1 筆の内一部になります。所在・四万十町地吉字弓場ノ本 309 番 1 登記地目・畑 現況・畑 面積・525 m<sup>2</sup>の内 53.1 m<sup>2</sup>の農地で、農地区分は第 1 種、第 3 種農地のいずれにも該当しない、その他の農地第 2 種農地と判断をいたします。転用目的は墓地です。転用理由は納骨堂の新設及び進入路の設置です。転用計画につきましては、土地利用計画図に図示されている形で墓地及び進入路を設置する計画です。周囲の状況は、東側は自己の所有する山林となっております。西側についても自己の所有する畑、南側についても自己の所有する宅地となっております。北側は用水路を挟み、同意ありの畑となります。土地の造成計画については、墓地計画地内は敷砂利及び一部コンクリートを使用し、進入路計画地内の側面は練石積みとし、斜路はコンクリート舗装となります。進入路は南側の自己の所有地である宅地より歩いて進入します。排水計画については、雨水は周囲の自己所有の畑部分にて自然浸透とする計画です。また、転用に

かかる費用の資金計画については本人名義の預金通帳の写しが提出されており資力の面におきましても問題ないことを確認しております。また、墓地埋葬法の許可申請についても担当課を通じ、保健所へ進達されていることを確認しております。本件については以上です。

議 長 議案第 32 号番号 1 番について事務局の説明が終わりました。担当委員は、補足説明があればお願いします。

吉良 委員 番号 3 番です。本申請地は、農業振興地域農用地区域外であります。現地確認を行いました。今ある墓地は山の急斜面にあり、土葬をしているため狭くなり、小さな谷を挟んで戻らなければなりません。納骨堂建立を機に、先祖墓地と一緒にお祭りをしたく、今回の計画になりました。面積としても、既存墓地の墓石を移設するために必要な広さだと思われます。雨水排水計画については自己所有地への自然浸透とする計画で、近隣への影響もないと思います。同意を必要とする住民、隣接する土地所有者からも許可を得ております。工事順序として進入路、墓地の整地、そして納骨堂の建立となりますが、既に資金も用意されているそうです。完成後も周辺の住宅、道路より 20m ほど高台に位置しているため、全く見えない状態です。申請者家族は人柄も良く、長男に至っては退職後、地域の為に新たな資格を取るため勉強しているそうです。地域住民からも信用、信頼されています。よろしくお願いします。

議 長 議案第 32 号番号 1 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 32 号番号 1 番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第 32 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第 33 号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第 33 号番号 1 番については議席番号 18 番の上戸委員が四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、先に番号 2 番の審議、採決を行いその後、議席番号 18 番の上戸委員には退席をしていただき、番号 1 番の審議、採決としたいと思いますのでよろしくお願いします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 33 号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について」、別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成 29 年 4 月 3 日付

で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので決定を求める。

議案第33号 番号2番について議案書をもとに集積計画についてご説明します。お手元の議案書の9ページの案件になります。添付資料は17ページから19ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者の氏名、住所及び貸借料等についてはお手元の議案書のとおりです。

番号2番の利用権を設定する農地は2筆になります。所在・四万十町大井川字中嶋506番1 現況地目・田 面積・1,059㎡です。以下1筆あり、合計2筆で面積2,121㎡です。契約期間ですが平成29年4月3日より平成33年3月31日までの4年間となります。水稻を作付の計画で賃貸借契約による再設定となります。

なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第33号番号2番について事務局の説明が終わりました。担当委員は、補足説明があればお願いします。

宮谷 委員 利用権を受ける方、設定する担当者の方にお会いし、確認しました。更新ということで、前回より若干安くなっていますが、特に問題とするべきことはないと思います。よろしくお願いします。

議長 議案第33号番号2番について質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第33号 番号2番については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第33号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について」番号1番につきましては、原案のとおり可決されました。

続いて、番号1番の審議、採決を行いますので議席番号18番上戸委員は退席をお願いいたします。

(上戸委員 退席)

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第33号 番号1番について議案書をもとに集積計画についてご説明します。お手元の議案書の9ページの案件になります。添付資料は14ページから16ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者の氏名、住所及び貸借料等については、お手元の議案書のとおりです。

番号1番の利用権を設定する農地は1筆になります。所在・四万十町井崎字ソリ田2837番 現況地目・田 面積・1,171㎡です。契約期間ですが平成29年4月3日より平成34年3月31日までの5年間となります。米ナスを作付の計画で賃貸借契約による再設定となります。

なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第 33 号番号 1 番について事務局の説明が終わりました。担当委員は補足説明があればお願いします。

宗海委員 利用権の設定を受ける方から相談を受け、利用権を設定する方にお会いし話を聞いてまいりました。利用権を設定する方は高齢になられており、「作って頂ける方がありがたい。」という返事を頂いておりました。再設定ですが、今までトラブルも無く耕作してこられた方です。よろしくお願いします。

議長 議案第 33 号番号 1 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議案第 33 号 番号 1 番については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第 33 号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番につきましては、原案のとおり可決されました。

(上戸委員 着席)

議長 日程第 7 その他を議題といたします。

「平成 29 年度第 1 回 (4 月) 大正・十和農地部会の日程について」予定では 4 月 26 日 (水曜日) です。時間は午後になると思います。場所は十和地域振興局 2 階第 1 会議室で行う予定です。よろしくお願いします。なお、日程を変更しなければならない場合はできるだけ早めにお知らせいたしますのでご了承願います。

他に本日、協議、検討しておきたいこと、提案等はありませんか。

特にないようですので、日程第 7「その他」は終了いたします。

これで、本大正・十和農地部会に付議されました案件はすべて終了いたしました。ご起立をお願いします。

以上をもちまして「平成 28 年度四万十町農業委員会第 12 回大正・十和農地部会」を閉会いたします。

ご審議、ご協力ありがとうございました。